

規制シート(様式)

170195001780001

平成31年1月30日

規制の名称	漁船法	所管府省	農林水産省
根拠法令等	漁船法(昭和25法律第178号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水産庁資源管理部管理課 中 裕伸
規制目的	漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、且つ、漁船に関する試験を行い、もつて漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船(長さ十メートル未満のものを除く。)を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、農林水産大臣又はその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。【法第4条】 ・漁船(総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。)は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。【法第10条】 ・登録票の交付を受けた者は、その交付の日から五年を経過したときは、その登録をした漁船及び登録票につき当該都道府県知事の検認を受けなければならない。検認の日から五年を経過したときもまた同様とする。【法第13条】 	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> (平成13年法改正) ・農林水産大臣又は都道府県知事が行う動力漁船の建造等の許可について、長さ十五メートルを基準とした区分から、漁業許可を行う者と漁船の建造許可を行う者を一致させ、申請先の統一により手続きを円滑化した。 ・漁船原簿に登録をした漁船及び登録票について、都道府県知事による検認期日を3年から5年に延長し、漁業者負担を軽減した。 ・漁船の工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による実施を可能とした。 	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	資源管理の強化等に伴う対応が求められる中、漁船の建造等許可制度及び登録制度を通じて、不適切な建造計画の排除、漁業許可を有さず操業する漁船の出現防止、登録内容に即した漁船使用の確保など、本制度による規制が引き続き必要であるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	2023年度		